

大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会規則（平成24年大阪府規則第258号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある委員以外の者を含む）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員以外の次に掲げる者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

- 一 オブザーバー（国の機関及び兵庫県）
- 二 関係者（関係市町及び関係海岸管理者）
- 三 その他、議長が必要と認める者

(書面による議事)

第4条 会長は、災害その他それに類する事案等、やむを得ない理由がある場合は、書面により会議を開催することができる。その場合、会長は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

2 前項による書面による議決は、規則第4条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の出席)

第5条 審議会の委員は、審議会の開催場所への参集が困難と判断した場合には、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で審議会の会議に参加することができる。

2 前項における当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなす。

(議事要旨)

第6条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(答申)

第7条 会長は、審議会の会議で諮問内容に対して議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならない。

2 前項の答申は、書面をもって行う。

(部会の設置)

第8条 規則第5条第1項の規定により、気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力、及び計画諸元の設定等、専門的な内容について検討するため、審議会に気候変動検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第9条 部会は、規則第2条第2項の委員のうちから、会長が指名する委員で組織する。

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会の運営)

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、第3項の規定により会議で議決のあったときは、速やかに議決の内容を会長に報告するとともに、部会における審議の状況及び結果を次に開かれる審議会に報告する。

5 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 第2条から第6条までの規定は、部会について準用する。

(庶務)

第12条 審議会及び部会の庶務は、大阪港湾局において行う。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。